

第 7 章

公共的施設の統合整備

第7章 公共的施設の統合整備

【基本方針】

- ◆公共的な施設の配置にあたっては、住民ニーズと運営の効率化を勘案しつつ、急激な変化を及ぼさないよう配慮します。
- ◆地域バランスや施設の役割分担、財政状況等を考慮した公共施設の整備に努めます。
- ◆合併効果が最大限に発揮できるよう配慮し、既存の公共的施設の改修・更新を図ります。
- ◆行政改革や市民協働型まちづくりの推進により、住民満足度の向上をめざした既存施設の有効活用と効率的な運営管理に努めます。

【施策の方向】

(1) 新規施設の整備

新しい施設の整備に際しては、住民ニーズの把握、将来展望、機能分担、地域バランス、将来の財政負担を検討した上での整備を図ります。

また、施設整備後の運営や維持管理の体制、費用、活用方法などを検討し、具体的な整備を図ります。

(2) 既存施設の再整備と有効活用

既存の公共施設については、相互の役割分担、統合及び複合化の可能性の検討、効率的な運営方式を検討します。

特に、運営の充実と効率化を図るため指定管理者制度¹の導入など委託による民間運営を推進します。

庁舎については、平成22年度に建て替えた石下庁舎と現在建て替えを進めている水海道庁舎により、長期的な展望に立った効率的行政運営を図り、住民サービスの向上に努めます。

機能については、従来のサービス水準の維持向上を図るとともに、身近な行政サービス拠点としての提供体制の強化に努めます。

¹ 指定管理者制度：「公の施設」の管理・運営に関して、従来の公共的団体等への「管理委託制度」に代わり、議会の議決を経て指定される「指定管理者」に管理を委任する制度。指定管理者の範囲には、特に制約を設けず民間事業者も含まれる。